

令和3年第1回臨時会

(1月18日招集)

山都町議会会議録

令和3年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月18日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第1号 山都町営住宅条例の一部改正について	3
日程第5 議案第2号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）について	4
日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）	11
日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）	14
閉会	16

1 月 18 日（月曜日）

令和3年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和3年1月18日午前10時0分招集
2. 令和3年1月18日午前10時0分開会
3. 令和3年1月18日午前11時05分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第1号 山都町営住宅条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第2号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）について
 - 日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）
 - 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 後藤 壽廣

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗

山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	藤岡勇
学校教育課長	嶋田浩幸	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	藤嶋厚美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和3年第1回山都町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、眞原誠君、2番、西田由未子君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、行政報告の申出がっております。

これを許します。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） おはようございます。それでは、山都町浄化槽設置整備事業の改正につきまして、報告させていただきます。資料のほうを御覧いただきたいと思います。

本町では、自ら居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対し、本体設置費用の一部を補助する山都町浄化槽設置整備事業を実施しております。現在、国・県においては、単独処理浄化槽及びくみ取り式から合併処理浄化槽への転換を推進するため、本体設置費の補助に加え、転換促進補助として附帯工事等の補助を実施しております。

しかし、本町におきましては、新規設置転換による設置の区分なく補助を実施しているため、

国・県の転換促進補助が活用できない状況にあります。

今回の改正によりまして、令和3年度から、国・県の転換促進補助を活用した山都町浄化槽整備促進事業として実施してまいります。

主な改正点でございます。

本体設置費補助額を国・県の基準額に変更いたします。

単独処理浄化槽及びくみ取り式から合併処理浄化槽へ転換する場合の附帯工事等について、補助を加算いたします。

合併処理浄化槽の更新につきましては、国・県の基準に合わせることで、補助対象外といたします。

面的整備事業につきましては、約10年間に於いて個人での申請のみであり、事業への申請がない状況であるため、今回廃止することといたしました。

裏面を御覧ください。浄化槽補助のイメージ図でございます。

①が現在補助を行っている本体設置費補助でございます。

今回から新たに補助対象部分として、②の宅内配管工事補助は、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換した場合の加算対象となります。

③も同じく、単独浄化槽から転換した場合に浄化槽撤去費補助が加算されます。

④は、くみ取り式から合併浄化槽へ転換した場合に転換促進補助が加算されます。

下の図でございます。改正前と改正後の補助額の比較でございます。5人槽について説明したいと思います。左の欄のとおり、現在は35万4,000円を区分なく補助しております。

今回の改正によりまして、右の欄のとおり、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合は、設置費補助として33万2,000円、宅内配管補助として上限の30万円、撤去費補助として上限の9万円の合計、上限72万2,000円の補助額となります。

くみ取り式から合併浄化槽への転換をする場合には、設置費補助として33万2,000円、転換促進補助として10万円の合計43万2,000円の補助額となります。新規設置する場合は、設置費補助として33万2,000円の補助額となります。合併浄化槽から合併浄化槽、いわゆる更新する場合は補助対象外となります。

なお、事業開始は平成3年4月1日からとなります。

以上、報告いたします。

失礼いたしました。令和3年4月1日からとなります。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第4 議案第1号 山都町営住宅条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第1号「山都町営住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第1号を説明いたします。

議案第1号、山都町営住宅条例の一部改正について。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年1月18日提出、山都町長。

提案理由です。町営住宅のうち、中尾C団地及び東竹原団地を用途廃止することに伴い、山都町営住宅条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目をお願いいたします。

住宅条例別表の新旧対照表になります。左の表の下から6番目にあります中尾C団地、住所が山都城平29-1、及び、次の裏面にございますけれども、裏面の下から3番目、東竹原団地、東竹原285-1について廃止するものでございます。

中尾C団地1棟2戸につきましては、昭和60年に建設された住宅でございます。立地場所が周囲の土地より低いことから、住宅の裏から出ております湧水が敷地内にしみ出し、住宅の基礎部分の老朽化が著しいため、解体するものでございます。

なお、解体後につきましては、人権センターの来客用駐車場として活用を予定しております。

次に、東竹原団地につきましては、1棟2戸、昭和48年に建設された住宅でございます。平成29年度以降、老朽化のため入居希望者もないことから、解体を行うものです。

なお、解体後は、隣接しております東竹原老人憩の家の駐車場として活用する予定でございます。

戻りまして、2枚目をお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「山都町営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第2号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第2号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、7ページをお願いします。

2款総務費1項11目企画費です。地方バス運行等特別対策補助金として、熊本バスに対しまして114万9,000円を交付するものでございます。財源は一般財源というものでございます。赤字路線の補填事業ということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

4款の衛生費です。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる事業費補助金の交付に伴うものでございます。

1目保健総務費におきましては、保健師人件費の財源組替え、4目予防費におきましては、ワクチン接種に必要な経費502万3,000円を10節需用費から12節委託料まで計上しているものでございます。国からの補助金は502万2,000円でございます。

後ほど、健康保険課長より内容の説明があると思います。

次のページでございます。

5款の農林水産業費です。1項6目日本型直接支払事業費におきましては、多面的機能支払事業の交付金の確定によりまして、補助金306万5,000円が追加交付されるものでございます。あわせて、一般財源の減額を行うというものでございます。

6款商工費と12款の諸支出金は、ふるさと寄附金に関するものですので、合わせて説明をいたします。今回、5,500万円の寄附見込額を追加計上しまして、商工費の7目ふるさと寄附金事業に要します経費、報償費から12節の委託料までの計上と、12款の諸支出金におきましては、11目ふるさと応援基金費として、寄附金額から事業費経費を引きました2,668万8,000円を積み立てるというものでございます。

13款予備費は調整でございます。

続きまして、歳入を説明しますので、5ページに戻っていただきたいと思っております。

16款国庫支出金から19款寄附金は、先ほど歳出予算の説明で行いましたので、省略いたします。20款繰入金ということで、財政調整基金から51万9,000円を繰り入れるというものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億4,600万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年1月18日提出。山都町長です。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。それでは、健康ほけん課から、このたびの補正11号につきまして、御説明申し上げます。

今、総務課長のほうから御説明がありましたように、今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する令和2年度支出見込みの必要経費等を計上しております。

令和2年12月、改正予防接種法の成立で、新型コロナウイルスワクチンを臨時接種特例として接種することが決まりました。国の指示の下、都道府県が協力し、市町村が主体となって実施します。

ワクチンの承認については、現在、ファイザー社が国内で申請され、国が審査中で、ワクチンが承認された場合、速やかに接種が可能となるように、接種体制を整える必要があります。当面、供給量が限られていることから、国により優先順位が示されています。

それでは、お手元の議案第2号、健康ほけん課資料に基づき、御説明いたします。

まず、上段、黄色の帯部分です。新型コロナウイルスの接種体制のスケジュールイメージについてです。左側の縦の軸が、国が示した接種の優先順位になります。右側がそれぞれにおける4月までのスケジュールです。青の矢印部分が、国・県が行うものです。ピンクの矢印部分が、町が行うものになります。

町の役割は、医療機関等との調整、委託契約、会場の確保、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、接種券や予診票の個別通知などがあります。

ワクチンが承認されたら、まず医療従事者に向けて、先行接種が行われます。早ければ12月末からを想定されています。接種は2回で、21日以上の間隔を開けて、2回目を接種します。

2番目に、医療従事者向け優先接種になります。主に都道府県が準備等を行います。接種費用は市町村が支払います。住民票がある方についての支払いになります。接種期間は3月末までを想定しています。

山都町での対象者は430人を見込んでおります。これは住民の約3%を見込みなさいという国の指示にあります。ここで言う医療従事者の範囲は、新型コロナウイルス感染症患者と直接医療を提供する施設の従事者等になります。

具体的には、病院、診療所の医者、その他の職員、歯科、救急隊員、保健所職員も含まれます。

3番目に、高齢者向け優先接種が始まり、65歳以上の方が対象になります。山都町では約7,000人おられます。こちらは4月から5月にかけて行うことを想定しています。

4番目に、その他の方へと順次接種されていきますが、その他の方からについては、今のところ詳細が分かっておりません。今後、国において示されると思います。

次に、下段の黄色の帯、体制確保に係る市町村準備スケジュールです。

左側、縦軸に、市町村の役割、右側に、5月までのスケジュールが書いてあります。青色とピンクの実線矢印は、本日までに取りかかっている部分です。点線はこれからの部分になります。赤丸については、日程のめどを立てている部分になります。

上から行きます。人員体制の整備について。会計年度任用職員の任用及び庁内体制の協力を依頼し、全庁体制で取り組むことを考えています。

次に、システム改修です。対象者向けクーポン、いわゆる接種券のことです。その他、予診票、名簿の一括作成、接種情報登録、クーポン券発行データ、接種情報データ抽出などを行います。

次に、クーポン券の印刷・郵送について。印刷後、65歳以上の高齢者のクーポン券を3月12日までに発送する必要があります。その後、予診票を3月末までに発送します。

次に、医療機関との調整・契約について。4月からの住民接種開始に向け、現在、町内の医療機関の先生方と協議中です。想定では、4月、5月の土日祝日の22日間、1日6時間を想定しております。医師1名、看護師2名の3チームで行うことを想定しております。対象者は約7,000名なんですけれども、その6割を見込んで4,200名ぐらいになりますけれども、2回接種なので、8,400回という形になりまして、1日400人、1時間に22名の接種を想定しているところです。

5番目です。接種会場の準備。今回、ファイザー社のワクチンは超低温冷凍庫が必要で、最小流通単位が975回分となっており、10日で975回の接種が必要です。限られたワクチンを有効に活用するため、集団接種を行う体制の構築が必要であり、町内2か所を選定中です。矢部地区に1か所、清和、蘇陽地区に1か所を考えております。

次に、超低温冷凍庫の配備について。3月に1台配備される予定でございます。こちらについては、鍵付きの部屋に置く必要があるということでございます。また、5月にも1台配備される予定でございます。

次に、接種費用の確保について。2月から3月にも接種開始となる見込みの医療従事者向けの接種委託料を令和2年度予算で支出する見込みでございます。

次の相談体制の確保についてです。専用電話の設置を検討しております。イメージについては、以上でございます。

健康ほけん課の説明は以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今の新型コロナウイルスですね。ワクチンの優先順位の中に、福祉関係が入ってないんですけれども、そのところが非常に……。山都町には施設も多うございまして、非常に神経を使われておられますけども、病院と併設している部分もかなりありますので、そこ辺のところはどうなっていますか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 表にありますその他の以降の方の順位に入ってきます。今、示されている情報によりますと、その他の以降の順位としては、基礎疾患のある方、それから、高齢者施設等の従事者の方、それから、60から64歳の方、そして、その他の方という順位になっておりますけれども、こちらについての順位も、まだ具体的なことは示されておられませんので、現時点では、まだ示されていないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 町の判断で優先順位をつけられるとかいうふうなことをした場合に、そういうワクチンが来ないとか、分からないんですけども、病院と福祉関係が併設されているところはかなり多ございますので、そこら辺の配慮はやはり町としてもしていただくならば、希望ですので、あくまでも。よろしく願いしておきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） ふるさと寄附金が大幅に増額されておりますが、この動向といたしますか、どういう要因でこのようになったかという分析はありますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。ふるさと納税については、国の華美な返礼品が全国的に広まったということで、寄附額の3割を制限とする制度に変わったところです。昨年は5,000万円ほどの寄附額ということで、平成30年度の寄附額に比べましたら、相当減ったところです。今年度、当初予算では5,000万円ほどの寄附額ということで計上させていただきましたが、全国的に返礼品の返礼割合が統一されたということで、寄附者のほうも、これまでの華美な返礼品に集中して寄附をするということはなかったわけでありまして。

山都町の寄附のサイトも、三つのサイトから一つ増やしまして、四つ寄附ができるサイトも増やしたことで、今回5,000万円ほどの補正をさせていただいたところです。傾向としましては、国の制度が変わって、落ち着いて寄附額が増えたというふうに理解をしております。

それと、熊本県、この前、新聞のほうには、熊本県の災害等で、人吉、県南の災害のほうに寄附額が集中して増えたというような記事も載っておりました。そういったところも要因があるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 地方バスの補助金の増額の件なんですけど、当初の見込みよりも、路線バスを利用される方が大幅に減ったということでの補填だろうと思いますが、当初の見込みよりも、どのくらい少なく予想されてこの計上なのかを教えてくださいと思います。

それから、新型コロナワクチンなんですけど、65歳以上の高齢者は、毎年、町のほうから肺炎ワクチンのほうも接種のことを進めておられます。今年度がたしか3月いっぱい、肺炎ワクチンを接種しなければならないと思いますが、すぐすぐ4月から65歳以上がまた新型コロナワクチンの接種をしなければならない。これは希望者だろうと思いますが、そういったところで、両方のワクチンを打つ、同じ肺炎というか、肺に対するワクチンなんですけど、そこら辺の住民に対する不安の払拭といいますか、説明というのは、この短期間にですね。もう1月も半分終わりました。3月までには発送して、4月から接種で間に合うのかなということもありますし、まだ何かはっきりそのワクチンのことも示されていないという段階で、町の方針がどのようにお考えなの

かをお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 地方バス運行等の補助金の増額についてお答えいたします。通常、この補助金に関しましては、10月1日から9月30日までの運行状態に応じて決定することとなっております。当初予算では、約1,961万7,000円を想定しておりました。これは令和元年度予算の約15%増の金額で見込んでいたところですが、当初10月から令和2年の1月までは順調に乗客の方もいらっしやって、少し伸びがあったんですけども、やはりコロナが発生しましたそれ以降から、正月は50%台と落ちて、現在も7割程度ということで、元に戻ってない状況で、当初見込みは約15%の赤字を見込んでいたところですが、例年と比較しまして2割近くの赤字となったところですが。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 先ほど説明しましたとおり、ワクチンが今申請中で、いつ承認されるか分からないという状況の中で、政府が2月末には、医療従事者に向けて開始したいという意向示されている中で、体制はもう、すぐ、いつ承認されるか分からないという状況の中なので、体制は整えていかなければならないというのは、もうどこの市町村も同じだと思います。

おっしゃった高齢者の肺炎ワクチンとの兼ね合いはどうかという点については、ちょっと持ち帰りまして、協議して、適切に住民のほうに周知してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） コロナワクチン接種についてお尋ねをします。このスケジュールです。一番下のほうに、相談体制の確保というのがありますけれども、例えば、重大な副作用があったとか、そういうことに対しての相談だけではなくて、その後の対応、補償とか、そういうことについてのイメージはあるのかというのが一つ尋ねたいと思います。

それと、予算には計上されていませんけれども、先ほども言われました高齢者施設とか、高齢者施設に従事されている方に対してのワクチン接種と併せて、今、近隣の市町村で施設においてのクラスターが発生していますので、山都町においても、いつどのようになるか分からないということでの対応をどのように考えていらっしゃるかということをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。相談体制の確保で、電話がかかってくるだろうというところで電話回線を引いて、別途対応できるような体制を整えていきたいというところでございます。

それから、健康被害のことをおっしゃられたんですけども、健康被害救済制度というのがございまして、予防接種に基づいた接種で被害が出た場合は、厚生労働大臣が認定しましたら、市町村により給付が行われるという形になっております。

それから、高齢者施設でクラスターが発生しているということで、県内、保健所単位でかなり

クラスターが発生しております。承知しております。山都町内でもたくさんの高齢施設がございます。感染防止対策を徹底していただくという形で、また、繰り返して周知、お願いをしていくことが大事かなと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 新型コロナウイルスのワクチン接種の件ですが、集団接種というように説明があったと思います。集団接種で町内2か所というようなぐらいのところであるということになれば、高齢者の方は車はもちろん持ってらっしゃらない方もいらっしゃるわけですので、そこまでどういった足を確保するのか。これは私見ですが、もうバスを回すとか、そういったことよりも、各自治振興区なり、区長さん方をお願いして、そして地域の対象者の方は、地域の人から一緒に乗せてきて、接種を受けると、そういった形を取ったほうが、一番現実的じゃないかなと思うわけです。

バスということになれば、どっかの停留所まで来てくれというようなことになれば、なかなかそこに行くのも大変な方もいらっしゃると思いますので、そういったことも考えながら、全ての人が接種できるような、これはもちろん自発的な自分の意思というものもあるかと思えますけれども、そういったことで、自治振興区なり、区町会なり、そういったところとの打合せもしていただきたいというふうに思います。これは質問になりませんが、そのことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 現在、住民の検診のときにはバスが回っています。そのようにしようかなというふうに、本課でも考えていたところですが、議員がおっしゃることも検討していくというところで考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの高齢者施設のクラスターに対する取組については、感染予防の徹底を再度ということでは言われましたけれども、もちろんそれも大事ですが、もしも起きたときにどうするかということが大事だと思うんですね。どういうふうに体制として持っていこうかという危機管理といいますか。その辺がもし、今お考えがあるのでしたら、お尋ねしたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 高齢者施設でクラスターが発生したら、県が介入してくると思います。いろんな指導が入ると思います。健康ほけん課からは、このくらいしか回答できないんですけども。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私もコロナワクチンの接種体制のその他の方と、基礎疾患のある方を優先という書いてありますが、これは基礎疾患のある方、手をあげにやんもんなのか。医療機関に今恐らくかかっておられるんですよね。その者は医療費として、町から月にどのぐらいですよって、今通告が来ます。そぎゃんとを見られて、役場から、要するにあなた受けてください。そういう指示をされるのか。本人が申し出ないかんのか。その辺はどちらでしょうか、教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 具体的にはまだ示されていないので、ちょっとこちらでの回答を控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年第2回山都町議会定例会において議決された山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約のうち、契約金額6,074万7,390円を6,297万6,870円に変更することとする。

令和3年1月18日提出。山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。変更仮契約書です。

1、工事番号、学工第1号。

2、工事名、山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事。

3、工事場所、山都町北中島地内ほか8か所。

4、変更契約事項、変更工事請負額、増額222万9,480円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額20万2,680円。

令和2年6月10日付けで請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年1月13日。

発注者、山都町代表者、山都町長、梅田穰。

請負者、住所、熊本県上益城郡山都町南田289。商号または名称、西邦電気工事株式会社山都営業所、代表者名、所長、上田勝徳。

次のページをお願いいたします。工事変更概要です。

1から3は割愛させていただきます。

4、当初契約年月日、令和2年6月10日。

5、工事内容、当初と変わらない部分について、改めて表により掲載しております。校内ネットワーク工事、9校合計で1万915メートル。無線アクセスポイント設置箇所、普通教室、特別支援教室、9校合計で61か所です。特別教室、図書室等、9校合計で52か所です。タブレット収納保管庫、9校合計で40台収納分が17基、20台収納分が25基です。

6、変更内容、5点ございます。

まず、LAN配線カバー用ダクトの減です。当初設計段階で、壁にLAN配線の設置を予定していた箇所について、施工の過程で、屋根裏に設置が可能と分かりました。このことに伴い、安全基準上、予定していた配線カバー用ダクト106本が不要となり、減らすものです。

次に、L2スイッチの撤去の増です。当初設計段階では、学校にもともと設置してあったL2スイッチの撤去の数量が未確定でした。このたび撤去数量が29台に確定しましたので、計上するものです。

次に、LANケーブルの撤去・処分の増です。当初設計段階では、学校にもともと設置してあったLANケーブルの撤去・処分の数量が未確定でした。このたび撤去・処分の数量が7,640メートルに確定しましたので、計上するものです。

次に、HUBボックスの撤去・処分の増です。当初設計段階では、学校にもともと設置してあったHUBボックスの撤去・処分の数量が未確定でした。このたび撤去・処分の数量が13台に確定しましたので、計上するものです。

最後に、VPNルーターの追加による増です。インターネットの回線速度を改善するために、学習用の系統については、従来の役場本庁のサーバー経由を改めて、変更により、学校から直接、光回線、本線につなぐ計画です。その際に必要となるルーターを各校に1台ずつ、合計9台分を

計上するものでございます。

7の契約の相手方は割愛させていただきます。

なお、工期は当初の令和3年2月26日までで変わりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2点お願いします。無線アクセスポイントの設置か所としての特別教室に保健室は入っていますかということが一つです。

それと、いろんな変更内容についてはしながらでないといけないということで、増減はあっても仕方がないと思います。ただ、できるだけこの導入については反対するものでももちろん最初からありませんので、子供たちが健康で安全な学習環境で学べるようにということで、12月議会をお願いしていました。使用しないときには、オンオフができるようなことで工事ができないかということに対してはありませんでしたので、これからまた、いろいろ協議をしていかなければならないと思っているんですが、そのときに、詳しい仕様について、最初、常任委員会のほうに提示していただいたと思いますが、その後確定したこの工事の仕様についてのものが欲しいと思います。その提示をしていただけないでしょうかという、2点お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。保健室へのアクセスポイントの設置の御質問でしたが、保健室には設置する予定はございません。

次に、スイッチの設置については、国の基準を満たしておりますので、今のところ設置する予定はございません。仕様ということでございますが、国の基準をお示しできる部分についてはお示しをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） では、山都町のネットワークシステムは、国の基準どおりに何の変更もなくしているということなんでしょうか。山都町がどういう仕様でしているかということをお尋ねしたいんです。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 町の仕様書について、お示しできる部分についてはお示しをしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 変更内容なんですけど、一番最初のLAN配線カバー用ダクトについては、当初設置する予定だったけれども、工事をする段階で、これはもう屋根裏にできるというこ

とで必要がなくなったからということで、これは理解をいたしました。

しかしながら、2段目から4項目については、最初からゼロからゼロなんです、設計の段階ではここは見込んでなかったということですよ。なぜ見込まなかったというか、結局、工事する段階でこれは必要になったということなんです、そうすると設計がミスだったのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。当初設計段階である程度数量が出るというのは承知していたところですが、数量が確定しておりませんでしたので、そこは設計のほうで対応しようというふうに考えました。

なお、本工事の中で流用できる部分も一部ございましたので、そういう点も勘案して、精算のほうで対応することとしたところがございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午後10時59分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、説明させていただきます。

議案第4号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年第3回山都町議会定例会において議決された山都町カーボン・マネジメント強化事業蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事のうち、契約金額9,262万円を9,396万4,937円に変更することとする。

令和3年1月18日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。仮変更契約書です。

- 1、工事番号、山清地工第2号。
- 2、工事名、山都町カーボン・マネジメント強化事業蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事。
- 3、工事場所、山都町今地内。
- 4、変更契約事項、変更工事請負額、増額134万4,937円。

令和2年9月3日付けで請負契約を締結した上記工事について、条件変更の契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和2年12月28日。

発注者、山都町、山都町長、梅田穰。

請負者、上益城郡山都町南田289、西邦電気工事株式会社山都営業所、所長、上田勝徳。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要でございます。

工事名、工事番号、工事場所及び契約の相手方は、仮変更契約書で読み上げたとおりでございます。

当初契約年月日は、令和2年9月3日でございます。

工事概要です。今回の主な変更は、工事の施行により、数量が確定したことによる変更及び室外機と室内機を結ぶ冷媒管等について、当初予定していた箇所以外で、経年劣化が著しい箇所が判明したことによる更新箇所の追加でございます。

空調機器の数量につきましては、記載のとおりで当初より変更ありません。

変更内容につきましては、次のページを御覧ください。変更設計概要です。

①と②につきましては、実数量への変更でございます。

③の点検口につきましては、天井部分の高さが低い箇所があり、今後、維持管理を容易にするため、新たに増設するものでございます。

4番から12番につきましては、経年劣化により、新たに冷媒管等を更新するものでございます。

13から15番については、実数量へ変更するものでございます。

4ページ以降、変更に係る図面を添付しております。赤文字及び着色した部分が今回の変更部分でございます。

4ページと5ページは、天井の改修と点検口設置箇所でございます。

6ページから8ページの図面内に表示されている番号は、3ページの変更契約概要の番号となっております。

まず、6ページにつきましては、新たに更新する冷媒管の位置でございます。

7ページは、屋外室外機部分で新たに更新する配管の位置でございます。

8ページにつきましては、機械室内の冷温水器で新たに更新する配管の位置でございます。

最後に9ページと10ページには、参考資料としまして写真を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和3年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時05分

令和3年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	山都町営住宅条例の一部改正について	1月18日	原案可決
議案第2号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第11号）について	1月18日	原案可決
議案第3号	工事請負変更契約の締結について（山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）	1月18日	原案可決
議案第4号	工事請負変更契約の締結について（山都町カーボン・マネ		

ジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新
工事)

1月18日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____